

## 保有個人情報の開示の実施の方法及び開示に係る手数料の額等に関する定め

平成18年3月31日館長決定

独立行政法人国立公文書館（以下「館」という。）が定める独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「法」という。）第24条第1項に基づく電磁的記録についての開示の実施の方法及び法第26条第1項に基づく手数料の額並びに独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第549号。以下「施行令」という。）第5条第2項に基づく文書又は図画についての閲覧又は写しの交付の方法及び施行令第13条第1項に基づく送付に要する費用に関しては、次のとおりとする。

### （文書又は図画の閲覧の方法）

第1条 次の各号に掲げる文書又は図画の閲覧の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを閲覧することとする。

- （1） 文書又は図画（次号から第4号まで又は第4条に該当するものを除く。） 当該文書又は図画（法第24条第1項ただし書の規定が適用される場合にあつては、次条第1号イに規定するもの）
- （2） マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したもの。ただし、これにより難しい場合にあつては、当該マイクロフィルムを日本工業規格A列1番（以下「A1判」という。）以下の大きさの用紙に印刷したもの
- （3） 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙（縦89ミリメートル、横127ミリメートルのもの又は縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものに限る。以下同じ。）に印画したもの
- （4） スライド（第5条に規定する場合におけるものを除く。次条第4号において同じ。）当該スライドを専用機器により映写したもの

### （文書又は図画の開示の実施の方法）

第2条 次の各号に掲げる文書又は図画の開示の実施の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを交付することとする。

- （1） 文書又は図画（次号から第4号まで又は第4条に該当するものを除く。） 次に掲げる方法（口から八までに掲げる方法にあつては当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、館がその保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。以下同じ。）により当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限る。）
- イ 当該文書又は図画を複写機により日本工業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下の大きさの用紙に複写したものの交付（口に掲げる方法に該当するものを除く。）ただし、これにより難しい場合にあつては、当該文書若しくは図画を複写機によりA1判若しくは日本工業規格A列2番（以下「A2判」という。）の用

紙に複写したものの交付（口に掲げる方法に該当するものを除く。）又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

ロ 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付

ハ 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ（日本工業規格X 6 2 2 3に適合する幅90ミリメートルのものに限る。以下同じ。）又は光ディスク（日本工業規格X 0 6 0 6及びX 6 2 8 1又はX 6 2 4 1に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。次項第3号ホにおいて同じ。）に複写したものの交付

（2） マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを日本工業規格A列4番（以下「A4判」という。）の用紙に印刷したものの交付。ただし、これにより難しい場合にあっては、A1判、A2判又はA3判の用紙印刷したものの交付

（3） 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

（4） スライド 当該スライドを印画紙に印画したものの交付

（電磁的記録についての開示の実施の方法）

第3条 次の各号に掲げる電磁的記録についての開示の実施の方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

（1） 録音テープ（第5条に規定する場合におけるものを除く。以下この号において同じ。）又は録音ディスク 次に掲げる方法

イ 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

ロ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ（日本工業規格C 5 5 6 8に適合する記録時間120分のものに限る。）に複写したものの交付

（2） ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法

イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

ロ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（日本工業規格C 5 5 8 1に適合する記録時間120分のものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付

（3） 電磁的記録（前2号、次号又は次条に該当するものを除く。） 次に掲げる方法であって、館が保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの

イ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧

ロ 当該電磁的記録を専用機器（開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。）により再生したものの閲覧又は視聴

ハ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付（二に掲げる方法に該当するものを除く。）

ニ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付

ホ 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ又は光ディスクに複写したものの交付

（4） 電磁的記録（前号ホに掲げる方法による開示の実施をすることができない特性を有するものに限る。） 次に掲げる方法であって、館がその保有する処理装置及び

プログラムにより行うことができるもの

イ 前号イから八までに掲げる方法

ロ 当該電磁的記録を幅12.7ミリメートルのオープンリールテープ(日本工業規格X6103、X6104又はX6105に適合する長さ731.52メートルのものに限る。)に複写したものの交付

ハ 当該電磁的記録を幅12.7ミリメートルの磁気テープカートリッジ(日本工業規格X6123、X6132若しくはX6135又は国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格(以下「国際規格」という。)14833、15895若しくは15307に適合するものに限る。)に複写したものの交付

ニ 当該電磁的記録を幅8ミリメートルの磁気テープカートリッジ(日本工業規格X6141若しくはX6142又は国際規格15757に適合するものに限る。)に複写したものの交付

ホ 当該電磁的記録を幅3.81ミリメートルの磁気テープカートリッジ(日本工業規格X6127、X6129、X6130又はX6137に適合するものに限る。)に複写したものの交付

(映画フィルムの開示の実施の方法)

第4条 映画フィルムの開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴

(2) 当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したものの交付

(スライド及びスライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合における開示の実施の方法)

第5条 スライド及びスライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合における開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 当該スライド及び当該録音テープを専用機器により再生したものの視聴

(2) 当該スライド及び当該録音テープをビデオカセットテープに複写したものの交付

(手数料の額等)

第6条 法第26条第1項の規定により納付しなければならない手数料(以下「手数料」という。)の額は、開示請求に係る保有個人情報記録されている法人文書1件につき300円とする。

2 開示請求をしようとする者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書に記録されている保有個人情報の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項の規定の適用については、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなす。

(1) 一の法人文書ファイル(能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存の目的を達成するためにまとめられた、相互に密接な関連を有する法人文書(保存期間が1年以上のものであって、当該保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。)の集合物をいう。)にまとめられた複数の法人文書

(2) 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書

3 手数料は、開示請求書に添えて、現金により納付しなければならない。

(送付に要する費用)

第7条 保有個人情報記録されている法人文書の開示を受ける者は、送付に要する費用を納付して当該法人文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該費用は、郵便切手で納付しなければならない。

附則

(施行期日)

1 この定めは、平成18年4月1日から施行する。

(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定め、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく手数料に関する定め)の廃止)

2 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定め(平成17年3月25日館長決定)及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく手数料に関する定め(平成17年3月25日館長決定)は廃止する。

(経過措置)

3 この定め施行日前に受理した開示請求については、なお、従前の例による。